

施設設置承認申請関連の留意事項

関西国際空港島内で施設を設置されるにあたっては、以下の点に御留意いただき、該当する事項がある場合は、必ず申し出をお願いいたします。

No.	区分	内容
1	新規に島内で事業を始められる場合	構内営業承認（→コマーシャル部、エアロコマーシャル部等）を受ける必要があります。
2	電波を発する機器を設置する場合	大阪航空局（→関西空港事務所航空管制技術官）、周辺事業者との事前調整が必要となります。
3	道路へ物件等設置（埋設含む）する場合	道路占用承認（→関西空港運用部関西空港施設・設備G）及び警察の道路使用許可を受ける必要があります。
4	立入制限のある区域（制限区域、保安区域）に立ち入る場合	立入申請（→関西空港運用部KIXオペレーションセンター）が必要です。
5	制限区域内のGSE置場に設置またはその車両動線に影響がある場合	事前調整（→関西空港運用部関西空港エアポートリソースマネジメントG）が必要です。
6	溶接機・グラインダー等火気を使用する場合	火気取扱承認申請（→関西空港運用部KIXオペレーションセンター）が必要です。
7	大型車両・重車両を乗り入れる場合	特殊車両通行承認申請（→関西空港運用部KIXオペレーションセンター）が必要です。
8	工事にて残土が発生する場合	島内の指定された場所に残土の成形をお願いいたします。 指定場所については、事前の調整（→基盤技術部空港保全G）が必要です。
9	当社管理の施設に係る電気工事（現場調査等を含む）を行う場合	電気作業届の提出（→建築技術部関空設備G、関空航空灯火G）が必要です。
10	空港内で制限高さを超える作業、物件の設置を行う場合	事前の調整（→関西空港運用部関西空港安全G）が必要です。
11	土地・敷地占有面積の変更がある場合	賃貸借契約の変更手続き（→不動産・BI部KIXエンゲージメントG等）が必要です。
12	当社以外の敷地・建物に物件を設置する場合	事前に物件所有者との調整が必要です。 物件所有者から設置の合意が得られていることがわかる資料（メール可）の提出をお願いいたします。
13	共同溝、共同建屋に立入る場合	立入申請（→関西空港運用部KIXオペレーションセンター）が必要です。
14	建築確認申請が必要な場合	建基法43条の接道義務において、同条ただし書の規定に基づく届出が必要ですので、事前協議（→建築技術部施設計画G）をお願いいたします。
15	設置物全般の色彩について	景観ガイドラインに則っているかの確認が必要ですので、事前に協議（→建築技術部施設計画G）をお願いいたします。
16	屋外に照明施設・設備を設置する場合	大阪航空局(→関西空港事務所航空灯火・電気技術官)との事前調整が必要になります。
17	新規もしくは追加で空港用地が必要な場合	用地の選定・検討(→技術統括部空港マスタープランG)が必要です。